

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十五第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十三第一号に定める残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

- h この面は、自金融機関が標準的方式金庫の場合又は内部モデル方式金庫の場合にあつては標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

[別紙様式第一号の三]

(第二面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日の値) の値				バック・テスト の超過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・ クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								

9	モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リス							

	ク (SA _{all desk}) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR _{total}) min((イ) + (ロ); (ニ)) + max(0, (ハ))					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の五第二項の算式に定めるモデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

- j 項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番 11「グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（ $IMA_{G,A}$ ）の値を記載すること。
- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場のマーケット・リスク相当額（ $SA_{G,A}$ ）の値から $IMA_{G,A}$ の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{all\ desk}$ ）の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ ACR_{total} ）の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十二の二第二項に定める全社的なバック・テスト回数の超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。

- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

MR 3：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		期待ショート・フォール	モデル化不可能なリスク・ファクター	デフォルト・リスク	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたデスクの資本サーチャージ	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたデスクのマーケット・リスク	内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクのうち、標準的方式により算出すべきデスクのマーケット・リスク
1	前期末におけるリスク・アセット						
2	リスク量の変動						
3	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末におけるリスク・アセット」及び項番3「当期末におけるリスク・アセット」の項には自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること。
- b 項番2「リスク量の変動」の項には、項番3の「当期末におけるリスク・アセット」に記載した値から項番1の「前期末におけるリスク・アセット」に記載した値を控除した値を記載すること。
- c イ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_u ）のうち、自己資本比率告示第二百四十六条の十三から第二百四十六条の十三の四までに定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d ロ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_u ）のうち、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の五に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e ハ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める内部モデル方式を用いるトレー

ディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（DRC）の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- f ニ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める資本サーチャージの値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g ホ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（ $IMA_{G,A}$ ）の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- h ヘ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十二の三第四項並びに第二百四十六条の十二の八第三項及び第五項の規定により標準的方式によるマーケット・リスク相当額の算出を課せられたトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4:簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク（一般市場 リスク及び個別リス ク）の額				
2	株式リスク（一般市場 リスク及び個別リス ク）の額				
3	コモディティ・リスク の額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャ ーに係る個別リスクの 額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十五の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百四十六条の二十五に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十六の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百四十六条の二十六に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十八の規定によ

り算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十七の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の三十から第二百四十六条の三十一までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第二百四十六条の三十一の二の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g イ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十五から第二百四十六条の二十八の三までの規定に定める方法で算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- h ロ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の二の規定に定める方法により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ハ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の三の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の三第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の三第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ニ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の四の規定に定める方法により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。